

平成 28 年度 みやぎ環境交付金事業 (計画・実績) 概要書

市町村名 : 多賀城市

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付事業

<事業目的>

夜間における犯罪及び事故の発生を防止するため、地区住民が行う防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理に要する経費の一部を助成することにより、非行のおそれがある暗い道路をなくし、市民生活の安全と安心を確保する。

二酸化炭素の削減効果	3,998kg-co2
経済波及効果	7,000 千円
その他	

<事業内容>

- ・ 当年度の事業費 4,862,801 円
(内訳) 蛍光灯又は水銀灯からの切替 4,143,841 円
新設 718,960 円
- ・ 事業量 117 灯
(内訳) 蛍光灯又は水銀灯からの切替 102 灯
新設 15 灯
- ・ 事業実施期間
平成 28 年 7 月 13 日～平成 29 年 1 月 4 日
- ・ 補助額 (率)
多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則のとおり

<その他>

平成 29 年度の計画
事業費 5,135,000 円
事業量 113 灯

○多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則

(平成12年3月17日 多賀城市規則第6号)

改正 平成21年3月31日 規則第8号 | 平成23年3月31日 規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、夜間における犯罪及び事故の発生を防止するため、地区住民が行う防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理について、これらに要する経費の一部を助成することにより、非行のおそれのある暗い道路をなくし、もって市民生活の安全と安心を確保することを目的とする。

一部改正〔平成21年規則8号〕

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯街路灯 公衆用道路等に市民生活の安全を図ることを目的として、多賀城市区長設置に関する規則（昭和55年多賀城市規則第3号）第2条第1項に規定する区の住民が自主的に設置し、維持管理するものをいう。
- (2) 設置費 防犯街路灯の新設、移設、器具交換又は電灯種類の切換に要する費用をいう。
- (3) 修繕費 防犯街路灯の修繕に要する費用をいう。
- (4) 電気料 防犯街路灯の照明に要する電気料金をいう。
- (5) 代表者 防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理を行う者をいう。

一部改正〔平成21年規則8号〕

(補助対象等)

第3条 市は、代表者に対し、防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理に要した経費の一部を助成するため、予算の範囲内において防犯街路灯設置費等補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助対象経費は、設置費及び修繕費並びに電気料とし、補助額及び補助率は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成21年規則8号〕

(承認申請)

第4条 代表者は、防犯街路灯の設置費に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該防犯街路灯に係る新設工事等の着工前で、かつ、10月末日（LED電灯（市長が認めるものに限る。以下同じ。）に係るものにあつては、6月末日）までに、防犯街路灯設置費承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この項本文に定める期日を経過した後であっても、当該申請書の提出をすることができる。

- (1) 位置図
- (2) 見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

追加〔平成21年規則8号〕、一部改正〔平成23年規則15号〕

(承認通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請を承認するとともに、速やかに防犯街路灯設置費承認書（様式第2号）を代表者に交付するものとする。

追加〔平成21年規則8号〕、一部改正〔平成23年規則15号〕

(補助申請)

第6条 代表者は、設置費又は修繕費の補助申請をするときは、当該設置又は修繕工事完了後において、次の各号に掲げる完了の時期の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに、防犯街路灯設置費等補助金（設置費・修繕費）交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 4月から9月までの間に完了したもの 10月末日まで
- (2) 10月から翌年の3月までの間に完了したもの 3月末日まで

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 位置図
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 LED電灯に係る設置費又は修繕費の補助申請については、前2項の規定にかかわらず、代表者は、LED電灯の設置又は修繕工事の完了後において、完了後1月を経過する日又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日までに、防犯街路灯設置費等補助金（設置費・修繕費）交付申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 位置図
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 代表者は、電気料の補助申請をするときは、1月から12月までの1年分の電気料について、翌年の1月末日までに防犯街路灯設置費等補助金（電気料）交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯街路灯設置箇所図
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

一部改正〔平成21年規則8号・23年15号〕

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該補助事業が適正に行われていると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、補助金交付指令書を代表者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付指令書交付後に補助金を確定払により交付するものとする。

一部改正〔平成21年規則8号・23年15号〕

(補助金の概算払)

第8条 前条の規定にかかわらず、市長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による概算払を受けようとする代表者は、第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、防犯街路灯設置費等補助金（設置費・修繕費）概算払交付申請書（様式第5号）

を市長に提出しなければならない。

- 3 概算払を受けようとする代表者に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定による申請書」とあるのは「防犯街路灯設置費等補助金（設置費・修繕費）概算払交付申請書」と、「が適正に行われている」とあるのは「に対して補助金を交付すべきもの」と、「決定するとともに補助金の額を確定し」とあるのは「決定し」と、同条第2項中「確定払」とあるのは「概算払」とする。
- 4 概算払を受けた代表者は、補助事業の完了後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 蛍光灯又は水銀灯であって4月から9月までの間に完了したもの 10月末日まで
 - (2) 蛍光灯又は水銀灯であって10月から翌年の3月までの間に完了したもの 3月末日まで
 - (3) LED電灯 完了後1月を経過する日又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日
- 5 市長は、前項の規定による報告書を受領したときは、当該報告書を審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、代表者に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた代表者は、速やかに補助金を精算しなければならない。

追加〔平成23年規則15号〕

（補助金の返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた代表者に対し、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

一部改正〔平成21年規則8号・23年15号〕

（委任）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

一部改正〔平成21年規則8号・23年15号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（平成12年分の電気料補助申請の特例）
- 2 第4条第2項の規定により、平成12年分の電気料の補助申請をする場合においては、同項中「1月から12月までの1年分」とあるのは「4月から12月分までの9月分」と読み替えるものとする。

（平成23年度から平成27年度までのLED電灯設置の特例）
- 3 平成23年度から平成27年度までの間に代表者が補助申請をし、かつ、学校長が認定した小学校又は中学校の通学路のうち市長が特に必要と認める場所にLED電灯を設置する場合に対する別表の規定の適用については、同表中「60,000円」とあるのは「70,000円」と、「50,000円」とあるのは「60,000円」とする。

追加〔平成23年規則15号〕

（平成23年度の承認申請に係る特例）

- 4 平成23年度における補助金の承認申請に係る第4条の規定の適用については、同条中「6月末日」とあるのは、「市長が定める日」とする。

追加〔平成23年規則15号〕

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付を決定する防犯街路灯設置費等補助金について適用し、同日前に交付を決定した防犯街路灯設置費等補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 15 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付を決定する防犯街路灯設置費等補助金について適用し、同日前に交付を決定した防犯街路灯設置費等補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助項目		設置費	修繕費	電気料
補助対象				
蛍光灯		設置に要した額 又は10,000円の いずれか低い額	修繕に要した額 又は5,000円の いずれか低い額	100分の50に 相当する額
水銀灯	独立 街路灯	設置に要した額 又は30,000円の いずれか低い額		
	その他	設置に要した額 又は20,000円の いずれか低い額		
LED電灯	独立 街路灯	設置に要した額 又は60,000円の いずれか低い額		
	その他	設置に要した額 又は50,000円の いずれか低い額		

備考

- 1 設置費欄及び修繕費欄の額は防犯街路灯1灯当たりの額とする。
- 2 電球のみの交換費用は、修繕費に含むものとする。
- 3 蛍光灯には、白熱灯を含むものとする。ただし、白熱灯の設置費は、補助対象経費としない。
- 4 水銀灯にはインバータ式蛍光灯及び無電極放電灯を含むものとする。

多賀城市長 殿

設置代表者

住 所

地 区

氏 名

印

防犯街路灯設置費承認申請書

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則第4条の規定により、下記のとおり設置の承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

	防犯灯種類	設置方法	見積額	設置場所	備考
			補助申請予定額		
1	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱 ・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
2	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱 ・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
3	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱 ・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
4	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱 ・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
5	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱 ・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		

添付書類

(1) 位置図

(2) 見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

殿

多賀城市長

防犯街路灯設置費承認書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

	防犯灯種類	設置方法	見積額	設置場所	承認 番号
			補助予定額		
1	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
2	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
3	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
4	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		
5	蛍光灯・水銀灯・ LED電灯	電力柱・NTT柱・ 独立柱・その他	円	多賀城市	
			円		

多賀城市長 殿

設置代表者

住 所

地 区

氏 名

印

防犯街路灯設置費等補助金（設置費・修繕費）交付申請書

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則第6条の規定により、下記のとおり防犯街路灯を設置・修繕したので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

	防犯灯種類	設置灯数	設置費用	修繕灯数	修繕費用	備考
1		灯	円	灯	円	
2		灯	円	灯	円	
3		灯	円	灯	円	
4		灯	円	灯	円	
5		灯	円	灯	円	
	合 計	灯	円	灯	円	

注 既設総灯数には、今回申請分を含むものとする。

添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 位置図
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

多賀城市長 殿

設置代表者

住 所

地 区

氏 名

印

防犯街路灯設置費等補助金（電気料）交付申請書

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則第6条の規定により、下記のとおり防犯街路灯の電気料に係る補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

月	支 払 済 電 気 料	月	支 払 済 電 気 料
1	円	8	円
2	円	9	円
3	円	1 0	円
4	円	1 1	円
5	円	1 2	円
6	円	合 計	円
7	円		

添付書類

- (1) 防犯街路灯設置箇所図
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

多賀城市長 殿

設置代表者

住 所

地 区

氏 名

印

防犯街路灯設置費等補助金（設置費・修繕費）概算払交付申請書

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則第 8 条の規定により、下記のとおり防犯街路灯を設置・修繕したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、概算払により交付されるようお願い申し上げます。

記

1 設置・修繕内訳

	防犯灯種類	設置灯数	設置費用	修繕灯数	修繕費用	備考
1		灯	円	灯	円	
2		灯	円	灯	円	
3		灯	円	灯	円	
4		灯	円	灯	円	
5		灯	円	灯	円	
合計		灯	円	灯	円	

2 概算払を要する理由

添付書類

- (1) 概算払交付申請内訳書
- (2) 位置図
- (3) 見積書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類